

基本計画の変更について

1 専門委員会の役割

要綱より

要綱第 2 (1) 実績に関する評価に関すること。

- ・ 数値目標の達成状況の確認
- ・ 進捗状況の分析とその時点での評価
- ・ 数値目標の達成見通し
- ・ 改善策の提案

要綱第 2 (2) 変更に関すること。

- ・ 基本計画の変更申請に伴う事前評価

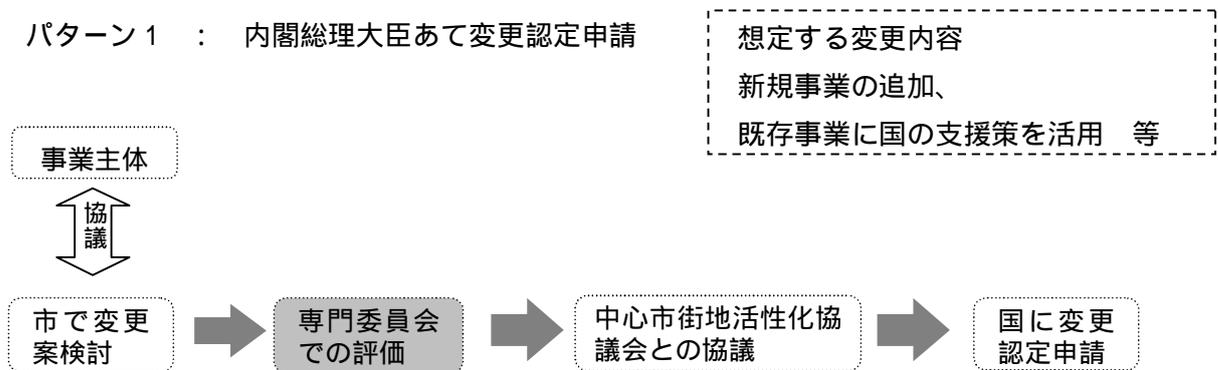
要綱第 2 (3) その他事項

- ・ 必要に応じて

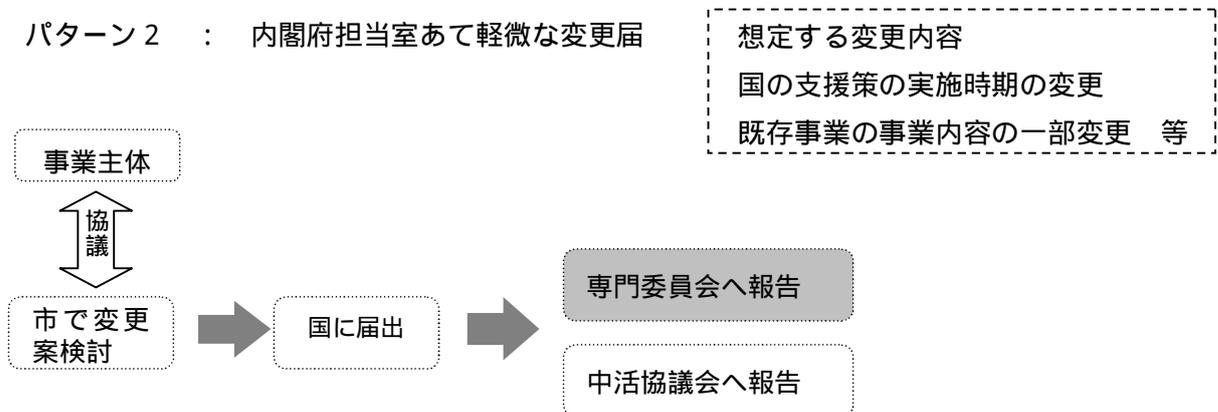
2 基本計画の変更に伴う事前評価について

第 1 回評価専門委員会にて

パターン 1 : 内閣総理大臣あて変更認定申請



パターン 2 : 内閣府担当室あて軽微な変更届



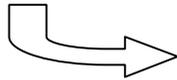
内閣府からの通達

軽微な変更とは、内閣府令において、

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更

内閣総理大臣が認める変更 「データや関係資料の修正」



軽微な変更はほとんどありえない。
基本計画の記載内容の変更は、変更申請をしなくてはならない。

《前回の軽微な変更内容》

事業名	変更内容	変更前	変更後
29. 共通駐車券事業	実施時期	平成 19 年度 ~	平成 20 年度 ~
	措置の実施時期	平成 19 年度	平成 20 年度
30. 起業家インキュベーション施設事業	措置の実施時期	平成 19 年度	平成 19 ~ 21 年度

事業や措置の実施時期に影響を与えているため NG !



次回の変更申請の際に、併せて申請する。

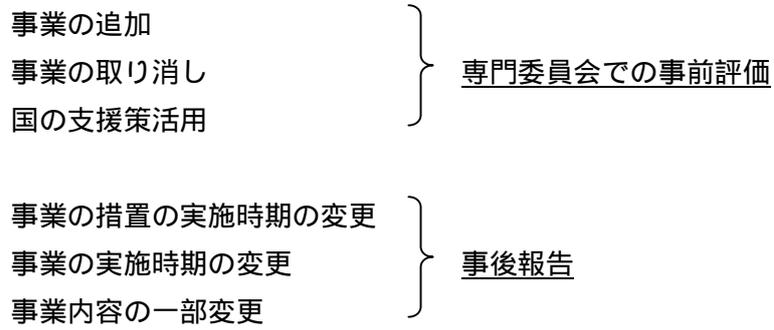
今後の基本計画の変更方針

国の支援措置を活用する場合、または、措置の内容、時期に関連する場合のみ変更する。

変更内容	変更の条件	変更時期等
事業の追加	支援措置を活用する場合のみ 関係省庁と調整が済んでいる場合	支援措置の申請または関連する計画 変更と同時期 (例：まち交の都市再生整備計画の変更)
事業の取り消し	中活期間内に事業が実施される見込みが <u>確実</u> でない場合	の変更時期にあわせる
国の支援策活用	現在、認定されている事業のうち、 支援策を活用する場合で関係省庁と 調整が済んでいる場合	支援措置の申請または関連する計画 変更と同時期 (例：まち交の都市再生整備計画の変更)
事業の措置の 実施時期の変更	担当課において関係省庁との調整が 済んでいる場合	支援措置の変更申請または関連する 計画変更と同時期 (例：まち交の都市再生整備計画の変更)
事業の実施時期	必要に応じて変更 ただし、 と絡む場合は変更	~ の変更時期にあわせる
既存事業内容の 一部変更	必要に応じて変更 ただし、 と絡む場合は変更	~ の変更時期にあわせる

評価専門委員会および活性化協議会への協議

評価専門委員会は、パターン1、2をそのまま継承する。



中心市街地活性化協議会は、変更申請の際には、協議会の意見書が必要なため、その都度協議する。